

公布された規則のあらまし

◇静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則の改正等に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 中小企業高度化資金の貸付利率を「年0.80パーセント」から「年1.00パーセント」に改めました。
(第4条関係)
- (2) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。